

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の速やかな改正を求める意見書

罪を犯していないにもかかわらず、犯罪者として法による制裁を受けるえん罪は、えん罪被害者の人生に大きな影響を与えるため、決してあってはならないことである。

そのため、えん罪被害者を救済する制度として、刑事訴訟法に刑事裁判の判決決定後、判決の中で誤って認定された事実の是正を目的とした裁判のやり直しを求める再審が規定されている。

しかし、現行の刑事訴訟法の再審規定には、再審請求手続きの進め方に関する規定がほとんどなく、裁判所の裁量に委ねられている点が多い。

また、再審請求を行うためには、刑事訴訟法第435条第1号から第7号までのいずれかの事由に該当する必要があるが、ほとんどの事例が無罪などを言い渡すべき明らかな新証拠を発見した場合（同法第435条第6号）を理由としているが、再審請求における証拠開示についての規定が存在しないため、証拠開示の範囲に差が生じかねない。

さらに、再審開始決定となったとしても、検察官の不服申し立てにより、決定が取り消されることで、その後何度も再審請求を行わなければならないなど、審理が長期化する事例があり、えん罪被害者の救済を長引かせている。

よって、国においては、えん罪被害者を迅速に救済するため、下記の事項を含む刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正するよう強く要望する。

記

- 1 再審請求手続きにおける審理の適正化に資する規定を整備すること。
- 2 再審請求手続きにおいて、全ての証拠を開示する規定を整備すること。
- 3 再審開始決定に対する検察官の不服申し立てを禁止すること。
- 4 再審開始決定後、審理を長期化させない措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月30日

袋井市議会議長 鈴木弘睦

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣 様